

会 議 の 開 催 結 果

1 会 議 名	平成29年度第5回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	平成30年2月15日（木）午前10時00分～午前11時30分
3 開催場所	中央市民会館5階第4・第5会議室
4 会議の概要	<p>3. 議 事</p> <p>（1）第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について</p> <p>（2）平成30年度介護報酬改定に伴う条例制定について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	公開・一部非公開・非公開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	1名
8 問い合わせ先	（担当課名）介護保険課 TEL 963-9305（直通）
9 その他	

平成29年度 第5回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時：平成30年2月15日（木）、午前10時00分～11時30分

場 所：中央市民会館5階第4・第5会議室

出席者

委 員：田口会長、森副会長、林委員、菰田委員、佐々木委員、大家委員、寺内委員、高橋委員、齋藤委員、松下委員、清水委員、吉田委員、山下委員、貴田委員、辻委員、本間委員、植竹委員

事務局：島田福祉部地域包括ケア推進担当部長、小田福祉部副部長兼福祉推進課長、中井福祉部副参事兼地域包括ケア推進課長、平井福祉部地域包括ケア推進課地域包括総合支援センター長、関福祉部地域包括ケア推進課副課長、加藤福祉部介護保険課長、砂原福祉部介護保険課副課長、野口保健医療部地域医療課長、櫻田保健医療部市民健康課長
外2名

傍聴者：1名

《以下議事録》

1. 第5回越谷市介護保険運営協議会

司 会： 皆様、おはようございます。

本日は、お忙しいところ越谷市介護保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成29年度第5回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

初めに、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、委員の過半数の出席により会議が成立することとなっております。本日は委員総数21名のうち17名が出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

なお、佐藤委員につきましては、ご欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

会議資料につきましては、全て本日配付させていただいております。次第、資料1 平成29年度第5回越谷市介護保険運営協議会、資料2 第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）、参考資料 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正等の主な内容についての4点でございます。さらに、前回会議に出席された方につきましては第4回運営協議会の議事録をお配りしております。以上5点になります。

第4回運営協議会会議録につきましては、内容をご確認いただきまして、修正などがありましたら、来週23日金曜日までに、お配りしている返信用封筒に封入していただきまして事務局まで送付をお願いいたします。

資料の足りない方いらっしゃいましたら、事務局までお申し出いただきたいと思
います。いかがでしょうか。

また、本日の審議に当たりましてご発言の際には、事務局担当者のほうからマイク
をお持ちしますので、マイクをご利用してご発言いただきますよう、よろしくお願
いいたします。

それでは、開会に当たりまして、田口会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

田口会長、よろしくお願いいたします。

会 長： 改めまして、おはようございます。朝早くからお集まりいただきましてありが
とうございます。

今年度最後の運営協議会となります。きのう、この事業計画案をもう1回見直して
みたのですが、かなり今回は運営協議会の意見も反映されたところではないかなと思
っております。ただ、詳細についてはここには書き切れない部分もありますので、こ
の後実際の運営のところではと思いますけれども、今回の運営協議会はこの資料の最
終確認ということになっているかと思っておりますので、しっかりと確認していただ
ければと思います。よろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。

それでは、今後の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第
2項の規定に基づきまして、田口会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願
いいたします。

会 長： それでは、次第に基づきまして議事を進行させていただきたいと思
います。

まず、事務局にお伺いいたします。本日の会議の傍聴を希望されている方はいら
っしゃいますでしょうか。

〔「1名いらっしゃいます」と発言者あり〕

会 長： よろしくお願いします。

〔傍聴希望者入室、着席〕

会 長： 傍聴される方をお願い申し上げます。会議中は、傍聴要領に記載されてお
ります内容をご遵守いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思
います。

まず、議事の1つ目です。第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(案)について、事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

事務局： それでは、資料2の事業計画(案)をご覧くださいまして、前回委員の皆
様からいただきましたご意見をもとに変更させていただいたところをご説明させて
いただき

いと思います。

まず、81ページをご覧くださいと思います。

81ページの事業の中の④介護従事者などに対するケアシステムの構築のところで、相談窓口の設置をするだけでなく、相談しやすくするとか、それから、周知に努めるよというようなご意見をいただきましたので、3行目の真ん中から、「相談しやすい環境づくりや周知に努めます」という文言を入れさせていただいております。

次に、112ページをご覧くださいと思います。

一番上のウ) 介護療養型医療施設につきましては、本市に施設がない旨解説を入れたほうがいいのではないかというようにお話をいただきましたので、2段落目の真ん中から、「本市に当該サービス施設はありませんが、他市施設の利用者が第7期計画期間中に徐々に他のサービスに移行するものとして、見込量を設定します」というふうな文言に変えさせていただいております。

次に、119ページをご覧ください。

(4) の地域支援事業費の推計につきまして、推計だけではわからないというお話がございましたので、図表91として、これまでの推移と、その後に、「第7期計画期間中の地域支援事業費の見込みについては、第6期の実績を踏まえ、事業計画の推進に、高齢者の人口増等を加味し、下記のとおり推計します」というものをつけ加えさせていただいております。

次に、127ページをご覧ください。

127ページに、図表102の所得段階別保険料というところで、それまでに推計等については詳しく説明させていただきながら、ここに保険料を出しているわけですけれども、これにつきましてもう少し親切な説明が必要ではないかというご意見をいただきましたので、その下段に、「本市の保険料基準額（1人あたり月額）は、平成12年度の介護保険制度開始には2,708円でしたが、高齢者の増加とともに、介護保険サービスを利用する人も増加し、長期的には増加の傾向にあります。団塊の世代が多く居住する埼玉県においては、平成37年（2025年）に向けて、高齢化率がさらに増加し、特に後期高齢者の増加率は全国的にも高い水準になると予測されていることから、今後も介護保険サービスに対する需要が増し、保険料も上昇することが想定されます。

本市においては、介護保険制度を持続可能なものとすべく、地域包括ケアシステムの充実とともに、健康な高齢者に対する支援や健康に対する意識啓発のほか、介護の重度化防止や自立支援の充実等に取り組んでいきます」という文章を加えさせていただきました。

事業計画案につきましては、変更点は以上となります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

会 長： ありがとうございます。

ただいま事務局から、前回の運営協議会の意見に基づきまして、変更点について説

明がございました。つけ加えられた文章等が今の説明だったかと思えます。

今回は答申となる最終案ということになります。これにつきまして皆様方からのご意見、いかがでしょうか。

これはきょう配られた資料ですね。ちょっとだけ見てもらってということで。

まだ見ているところではあると思えますけれども、前回の運営協議会としての意見についての回答といたしますか、反映といたしますか、もう少し詳細な資料をとというふうなところもあるかとは思いますが、分量も限られているところがございますので、この修正というふうなところでよろしいでしょうか。

[発言者なし]

会 長： それでは、意見もないようですので、これをもちまして、この協議会における第7期事業計画（案）として答申していくということとしたいと思えます。

委員の皆様からのさまざまなご意見、それから、ご提案をいただきまして、何とかこのような形にまとめることができたと思えます。いろいろご意見ありがとうございました。

それでは、まだ議事もございますので、次の議事に進めてまいりたいと思えます。

次に、議事の（2）第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する答申書について事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

事務局： それでは、資料1の2ページになります。こちらが答申（案）となります。

これから文書を読ませていただきまして、皆様にご確認いただき、ご意見をいただきまして、答申として固めてまいりたいと考えております。

それでは、全て読ませていただきます。

答申（案）

団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年までわずか7年となる今日、国においては、この第7期となる介護保険事業計画の策定にあたり、地域包括ケアシステムの深化・推進と、市民の地域福祉活動の参加による、分野を超えた包括的な支援の仕組みである「地域共生社会」の構築を打ち出しました。

少子高齢化が加速する中、今後は、高齢者の増加に対して医療や介護サービスが不足することは目に見えており、医療や介護関係者を含め、市民と行政が目標を共有し、協働して地域の福祉資源を開拓し、連携させ、活用するような、言わば地域力の総動員が必要な状況になります。これを、介護保険サービス事業所の許認可・指導監督権限を有する中核市である本市が、近隣自治体の先導役として実施すべきと考えます。

特に、介護職員の確保と家族介護者の支援については、介護離職の防止や介護保険制度を持続可能なものとする上で優先的に取り組む課題であり、埼玉県や関係団体と協力し、働きやすい介護職場と、介護しやすい地域社会の構築に取り組むことが必要

です。

当協議会では、このような認識の下、「第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」について審議し、別紙のとおり取りまとめましたので、ここに答申します。

今後3年間の事業計画の実施にあたっては、協議会において出された意見、提案等を十分に尊重いただき、本市に暮らす高齢者が、住みなれた地域において、安心して生きがいをもって生活することができるよう各種事業に着実に取り組むとともに、高齢者の健康づくりの推進、及び地域の福祉を支えている市民活動団体等への支援の拡充を期待します。

以上でございます。

会 長： 答申（案）、ありがとうございました。

これにつきまして、事務局のほうから答申についての案が提示されましたが、いかがでしょうか。前回の協議会においてもこういうことを入れたほうがいいのかというような意見が出されました。総動員というようなキーワードもあって、それもしっかり入っているということだと思います。

いかがでしょうか。この短い文章の中にしっかりと前回の意見が反映された文章ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

A委員、お願いいたします。

A委員： 私は第6期の答申に当たっても委員をさせていただきました。今回の答申案を見ると、前回配られました第6期の答申案と比べて、いい表現をすればコンパクト、極めて、物足りなさを感じてしまうところがございます。それは第6期を踏まえて第7期につけ加えていくものというふうに書かれていたのですが、例えば、第6期では地方自治の問題と介護保険事業というものが非常に密接につながっているということが書かれていました。越谷市の自治基本条例との関係もあると思います。総動員というキーワードはいいのですが、どうも、行政全体が、行政と地域が総動員していくというような記載が若干薄いのではないかと、あまり見られないのでどうなのかなと感じているところです。

前回配られた第6期の記載はもうちょっと具体的なことを書いているので、どうなのかなと思いました。

もう1つは、この間、越谷市長選がありまして、市長選の中で4年間の市長の目標というのがありました。福祉関係、介護関係に絞って、そことの整合性はとれているのかという疑問があります。

以上です。

会 長： ご意見ありがとうございます。

前回の第6期の答申案、もしも今お持ちの方とは思いますが、これを見てみましても、分量的には少し減っているかな。前は文字が若干小さめではございます

が。

ほかにご意見、どうでしょうか。

A委員： 例えば、もう1つ、地方分権が1つのキーワードですが、もう1つのキーワードは越谷市が国民健康保険発祥の地であるということが強く言われて、そういう歴史を感じさせるような文書になっているのです。だから、越谷市としての特徴というか、歴史を大事にしながら、新たな高齢社会に向けた取り組みをしていくのだという、そういう方向性みたいなものを出したつもりなのです。ちょっと申し訳ないのですが、今回の答申案には、若干の特徴はありますが、どこの市にもあるような答申案かなというふう思ったもので、もう少し、越谷市としての特色を出したほうがいいのではないかと考えたのでございます。

会 長： ありがとうございます。

B委員、お願いいたします。

B委員： ちょっと長くなりますけれども、お話しさせていただきます。

日本の民話で「古家の漏り」というのがあります。これは森は木の森ではなく、雨漏りの漏りで、古家というのは古い家です。古い家の雨漏りという民話がありまして、それはどういうものかという、年寄り夫婦の、いわゆる高齢者2人世帯のところにオオカミと泥棒がやってきて、隠れて見ているんですけども、何が怖いかという話になって、夫婦が言うには古家の漏りほど怖いものはないというんです。古家の漏りがなぜ怖いのかというのがわからないんですけども、雨が降ってきてぽたぽたと垂れてくる、これが本当に怖いということで物語が展開していくんですけども、現在にすごく通じるなど私は思っております。

なぜかという、高齢者の2人暮らしがすごく増えてきて、子どもがいない。そしてその家の補修は屋根の補修もままならない。こんな状況で、年金暮らし、年金で食べていくにしても、屋根を補修するにはお金が足りない。ますます老朽化していくという、そんなことで、越谷市内を見ても屋根の補修に手が回らない家がこれから非常に多くなっていくのではないかと思います。そういうときに年金も減らされていく。そして私もこの間いろいろ回ってみると、例えば高齢者の男の人が壁に向かってラーメンをすすりながらビールを飲んでじっとしているという光景とか、あと今風に言えば、ファストフード店へ行くと100円のコーヒーを頼んでずっと何時間も1人であるという、そんな高齢者を見かけることが多くなっているんですね。

そういうことでいくと、これは答申案としては非常によくできていると思うんですけども、やはりそういう現実みたいなものを少し導入部に入れてもらえないのかなという感じがするんですよ。現実にはどういう社会になっているのか、今越谷市の状況はどうなのかというようなこととか、あと自治会の加入率も6割程度ということで、どんどんこれから下がっていく。先日ご近所で私に相談があったんですけども、班長が回ってきた。その人は75歳を過ぎていて、班長が回ってきたが、もう班長はでき

ないから自治会を抜きたい、こんなご相談がありました。自治会を抜けてはだめですよ。何かのときにやはり頼りになるんだから、抜けないでくださいという話をしたのですが、そういう状況が一方にあって、互助とか共助とか、いろいろ言われますけれども、なかなか現実にはそういうものが成り立っていない。そういう状況になっているわけです。

あともう1つ、この文書に出ているのは、働きやすい介護職場、介護しやすい地域社会、こういう文言が出ています。安倍総理も介護離職ゼロというふうに強調されるんですけども、介護離職ゼロというよりも、介護職離職ゼロを目指さないと私たちの安心した老後はないのではないかと常々考えています。

私たちが太極拳のグループとして総合事業に関われるのかなということで、そういう思いもあってこの協議会にも出させてもらってきたんですけども、いろいろ蓋を開けてみると、そういう総合事業に関わるわけにはいかなくなっているなど、簡単にいかないという、そういうことも感じてきているんですね。

だからきれいごとではなくて、もう少し現状は大変暗い状況なんだ、それをどういうふうにしていったらいいのかという文言が少し入るとよかったのか。あまり暗い、暗いと言ってもしょうがないんですけども、そんなに明るくない、相互すれば大丈夫だ、連帯していきましょうというふうにお題目を唱えても、そういうわけにいかない現実が今大きく横たわっているのではないかと思います。

そういう点で、もう少しそういう現状をできれば、文章が多いですから、会長のほうから答申するときに、市長のほうに実はこういう状況ですよという話をさせていただけたらなと思います。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

確かにこの文章の中には、これまでの成果、それから、課題というところがなくて、それで今後どのような形でやっていくのかというところを前面に出した答申内容だということはあるのかと思います。

ほかにご意見、どうでしょうか。

お願いします。

C委員： この答申は誰が読まれるんですか。

会 長： 私が読みます。

C委員： いえ、これに載るんですよね。それは載らないのですか。

事務局： 今回は計画書を冊子にするときにはこれは載せようと考えております。

C委員： それがちよっとよくわからなかったので質問させていただきました。市民の皆さんが読まれるときには、私もよくわからないので、わかりやすいように書いていただけたらいいのかなというふうに思っています。

それで、私が1つちよっと気になったのは、団塊の世代が全て後期高齢者となると

いう、この全てというところが気になっていまして、世代っていうのが何歳からきちんと決まっているのでしたか。それが2025年という、きっちり2025年問題と言われているので、この全てというのを書いていいものかどうかと思って質問しました。

会 長： 一番最初ですね。ありがとうございます。

この全てというところですね。団塊の世代は範囲の中でしっかり決まっている、正確には言えないのですけれども、何年から何年までというところで決まっはいるんですね。

C委員： わかりました。

副会長： でも、全てが2025年というわけではないから。

会 長： 確かにそうですね、範囲がありますからね。

そうですね、わざわざなくてもいいかなという気はいたしますね。

D委員、お願いします。

D委員： 質問させていただきます。

この答申（案）を読ませていただいて、ものすごくわかりやすく書いてあるなというふうに感じました。A委員がおっしゃるように現状のことも書いてないのですけれども、それを継ぎ足す必要があるのではないかということをおもいました。

それから、前回、中核市に対してどのように変わったというところをもう少し盛り込んでほしいというような意見を申し上げたと思うんですけれども、この文言を読みまして、市長がこれを読むだけではなくて、全体の市民の皆さんが読むということをお聞きしましたので、できれば、「介護保険サービス事業所の許認可・指導監督権限を有する」というところを、もう少し、例えば特養の許認可を有して、中核市になっていくつ許認可したとか、そういった指導権限はどのようになったとか、そういうところも入れていただければ、もうちょっとわかりやすくなるのではないかと思うんですね。その辺のことはどうでしょうか。

会 長： ありがとうございます。一般の方には若干難しいところがあるかなというところですかね。特にサービス事業所のところでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。

B委員、お願いいたします。

B委員： 重箱の隅をつつくような話になっちゃうかもしれませんが、答申（案）で、1行目に、「2025年までわずか7年なる今日」と書いてあります。この計画のほうの冊子のほうには、3ページから、平成37年（2025年）と書いてあります。皆さんもご承知のように平成37年というのはあり得ないんです。31年で終わるわけですから、答申案では2025年で括弧を入れてないということはそれなりに配慮したのかなと思ったんですけれども、冊子のほうは全部平成何年、平成50年くらいまで書いてあるんです。だからそういうことでなくて、できたら1つに、わかりやすく、来年どういう元号になるかわからないわけですから、そこいらを見越して、西暦で統一しておいたほ

うが何かといいのか。計画ですから、平成37年までとか、平成50年までとか、そういうことはあり得ないわけですから、これはもし変えられれば、訂正したほうがよろしいのかなというところです。

会 長： ありがとうございます。

この点どうでしょうか。公的なところとしては、うちの大学もそうなんですけれども、それを見越してやるのですが、一般の方々にまだなじみというふうなところでの考え方だと、これも併記をどうかという気もするのですが。

事務局： 今の元号と西暦の併記につきましては、庁内のコンセンサスを図りながら整理させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長： わかりました。

ほかにご意見はどうでしょうか。

A委員： この計画というのはわざわざ第7期と書いてあるわけです。だから、1期から7期までの連続性の中で表現しなければならないと思っています。例えば、6期で課題だったことが7期までに、ある程度解決したものもあるでしょう。または、6期中にいろいろ問題があったものもあるでしょう。例えば、7期に向けては中核市の話があります。中核市になって大きく変わった。それから、要支援1・2が総合事業のほうに大きく転換していく。これらは大きな転換なわけです。そういう具合に6期から7期に向けて変わったことがこういう答申の中に書かれていかないと、さっと読んで、7期はああそう終わってしまいます。変遷がこうなっていますというようにわかるようにしなければならないと思います。

7期の冊子ができて、どう変わったのか、ある程度一目でわかるようにしておいたほうがいいと思っています。第6期のときは、第6期で何が課題なのかということを経験したけれども、意識してきれいにまとめてあると思います。第7期でも、この間の協議会で随分といろいろな問題点が出ていました。それらからチョイスしていくつかは載っていますが、総合事業の話が載っていないなど、少し物足りなさを感じています。

会 長： ご意見ありがとうございます。

今までの、今回意見を言っていたきましたが、やはり今どういう課題が残っているのかというところ、これまでの計画の過去の推移というところもお話がありましたけれども、たしか6期の答申は1ページ半くらいあったんですね。例えば計画書の28ページから33ページまで、これがこの計画案の資料の中で今お話が出たところではないかなと思うわけです。ですので、これは大分長いので、これを全部入れるとすると大変ですが、この部分を少しまとめた形で含めるというご意見かなと思いますが、どうでしょうか。

1つの答申の考え方として、計画書の最初に載るというふうなことです。全体の要旨という考え方で掲載するというのもございますし、1ページに抑えて、それで全体の要旨というよりは、これからやっていくことというところを中心に

した掲載の仕方ということもあるかとは思いますが。冊子の前に掲載するとすれば、2つの形があるかとは思いますが、

ほかにご意見、どうでしょうか。

E委員、お願いいたします。

E委員： 1行目に、「団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年までわずか7年」と書いてあります。これは随分逼迫性があると思うんですが、文章全体の文言が、真ん中辺で、「実施すべきと考えます」とか、「取り組む事が必要です」とか、最後の行で、「支援の拡充を期待します」というふうに早急性が全然感じられないと思ひまして、何か人ごとというか、文句みたいなイメージがありました。

1行目で、2025年までに全て後期高齢者になってしまうまでわずか7年というので、とても大きな出来事だと思うんですが、それについて意見を出します。

会 長： E委員、もしもよろしければ、どのような形で書いたほうがもっとよろしいでしょうか。印象に残るような文言としてはどうでしょうか。ほかの方でも結構ですが。

E委員： 先ほどB委員がおっしゃったように、マイナス的要素があまり文言として詰まっていないので、マイナス的要素を含めた、かなり抽象的な表現ばかりになっているので、現実的な数字だとか、そういったものも入れて、より深刻であるという現状を市民の方に受け止めていただかなければ、これはかなり難しいのかなと思ひまして。

会 長： なるほど、わかりました。ありがとうございます。

やはりおっしゃることは多分みんな一緒に、結構課題といいますか、現状がこういうことなんだというところをしっかりと含めるべきではないかと、それがあれば、この表現でもどうかなとは思ひますが、

ほかはまだご意見はありますか。

F委員、お願いいたします。

F委員： Fと申します。

先ほどの「団塊の世代が全て後期高齢者となる」という、この1行目のことですが、これは先ほどC委員さんがおっしゃったように、この文章を誰が読むのかというところをまず疑問に思ったということと重なるのですが、私の夫も昭和22年生まれの団塊の世代なんです。私がこういう会議の話をしていろいろしたときに、もう全くわかってないんです。介護保険のこともわかってないし、自分の保険料が何でこんなに高いのかということもわかってないし、そう思って、でも結局団塊の世代、あなた方の世代の話をしているんだよと言っても、自分が生まれたときは小学校に入って、中学校に入っても、学校もプレハブ校舎で、それで高校に入るときもすごい競走が激しくて、あなたたちは生まれたときから揺りかごから墓場までが全て競走の時代だよと言われて育ったんだそうです。

でも、この1行を見ると、すごく悪いことをしているようなイメージを団塊の世代の方たちがもし受けるのであれば、「わずか7年となる今日」ということが本当に必

要な文章かどうかというところが、私的には身近にそういう夫がいるものですから、すごく感じます。何も悪いことをしているわけではないし、もう1つ、75歳になったからと言って、急に介護と医療が必要になっているわけではないし、本来は私も仕事の経験から言うと、多分80歳前後くらいから医療とか、特に介護とか、そういうところが必要になってくるのかなというふうに、そこは肌で感じております。

ですから、確かに2025年問題ってあるのですが、それって専門職の人たちだけの2025年問題だと思うんです。実際、団塊の方たちが2025年問題だと思っていないわけですから、だからそういうものを文章化して公表するときに、どういうふうに捉えるのかなというのはひとつ考えていかななくてはいけないのかなと思います。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

お願いします。

G委員： 私、最初の答申を聞いたときには、正直言って、ああ、これでいいかなと単純に思いました。そんなに悪くないし、私がつくったら多分これと同じようなものをつくるのではないかと。

皆さんのお話を聞いていると本筋が抜けているなどふと気がついております。前回の答申では、第6期に入って総合事業のことを書いております。それと総合事業の中で、お互いの助け合いをやるのは誰かと考えます。市民全体がこの第7期に向けてやるべきことが定められてないんですよ。だから市民全体が本来であったら、団塊の世代の人も含めてやらないと、なぜこんなことを言うかという、ほとんどの方が団塊の世代の方をサポートする力はないですね、介護保険には。だから団塊の世代の方は団塊の世代でお互いにサポートしないと、老老介護ではないけれども、そういう現実がこれから起きようとしているわけです。その1つの答えとして総合事業があるわけです。

それで6期に書いてあって、7期にない。今、市が一生懸命取り組んでいる総合事業がどこかへ消えちゃっているのではないかと。本来これだけが全てではないんですよ。だけれども、せっかく答申する中に6期のところだけ書いてあって、これからやっていくぞと気構えていたのが7期では消えちゃったというのはちょっと不自然に思います。

私も団塊の世代よりもちょっと上なんですけれども、やはり老人は老人がお互いに助け合ってやっていくんだという気力は市民に訴えないといけないのではないかと思います。せっかく磨いて何かをつくっているのに、これを使わない意味はないと思いますので、ぜひともそういうところも含めて考え直してもらいたいと思います。

会 長： ありがとうございます。

いかがでしょうか、大分ご意見もいただいておりますが。

H委員： いろいろとお話を伺っていて、問題がいろいろ出てきたと思ったのですけれども、

私は介護保険協議会にも出ていますし、また、社会福祉審議会ですか、あちらのほうにも出て、森先生も出ておられますけれども、介護保険協議会のほうは介護保険に関する計画を立てておられる、こういう形で形としてはいいのかなと思います。

社会福祉審議会のほうに出ていますと、社会福祉法ですか、4月に制定されるということですが、やはり国民に向けて、ここにも書かれています「地域共生社会」という形で、地域の形の中で主体性を持ってお互い地域のために協力してやっていきましょうよという形のもが出てきているわけですね。そしてその審議会の中で言ったこともありますけれども、いきなり地域の人に主体を持って地域社会のために協力してくれと言っても、なかなか難しいということを書いて、その中にいろいろと書かれていたけれども、地域の中にはいろいろな課題があるんだということで、その地域の中の課題を地域の中で解決していかなくてはいけないというような、そういったことが出てくると、地域の方もみんな立ち上がって協力してやってくれるんじゃないか、そういう課題を持ってお互いに結びついていくのではないかということを書いたことがあります。

その中で市のほうはそれをサポートしていくというような形ですね。主体は地域ですけれども、そういうのを全面的に市はバックアップしたいというような、そういう体制の中をつくっていかうということだと思いますけれども、そこまでいくには大変な時間がかかるかと思います。でも7年という短い間で、そういったことを急いで地域の中に根づかせていかなければならないという、そういうところがあるのかなと思います。

今まで核家族とかという形で、我々やはり団塊の世代ですけれども、地域の中のこととは何かかけ離れて、個人的な形の中で社会が進んできたわけです。それを地域社会という結びつきの中に戻そうという状態に持っていくというのは大変な力が要るのではないかと思います。その辺のところをどういう形で持っていかうということは市のほうも、社協さんもコーディネーターとかという形で、どういう形でもっていったらいいか、協力してやっていかなくてはならないということもやっておられますけれども、そこが非常に問題なところかなと、いろいろ聞くとそういったところの問題がいろいろ出てきているのかなというふうに思います。

会 長： ありがとうございます。

先ほどからあります、みんな一緒に、地域の活力も含めてというところ、この文章は大分コンパクトにされていて、1つの用語に多くのことが想像できるといいますか、想像しながら読んでくださいみたいな感じというような気がします。「地域共生社会」という言葉が出てきていて、そして2、3行下に、「市民と行政が目標を共有し」、それから「地域力」という中に、今言ったようなところが、実は想像といますか、そういう発想で、地域みんなでという発想でというニュアンスだと思うんです。でも、今ご意見を聞いておまして、専門職とか、そういうことをやっている人には

そういうイメージがつくのでしょうかけれども、そうではない人には、そこまでの発想をして読んでもらうことはなかなか難しいのではないかといいところかなと思います。

特にこの計画の最初のページに載せるということであれば、ここを読んで……

事務局： すみません、最初に載せるかどうかはちょっとまだ……

会 長： まだなんですね。

事務局： はい。載せるつもりではありますが、位置につきましては別途検討させていただければと思います。

会 長： どこに載せるかは別ということですね。

事務局： はい、1番最初になるかどうかは。

会 長： A委員。

A委員： 地域力の話は第6期にも少し出ていました。ぼんと地域力と言ったときに、よくわからないので、第6期の答申の中の下から7行目あたりにそのようなことが書いてありますが、そこに交通が入るとわかりやすいと思います。医療、介護、予防、住まい、生活支援、そして交通と、そういうそれぞれの領域による団体が同じく連携を図れるようにしていく、これが地域力につながっていくということを市民の方々にわかりやすくする必要があります。

第7期の答申を出すのであれば、委員の方々が時間をとって介護保険運営協議会で随分といろいろな議論をしているので、それらをまとめた形で出していただきたいと思います。市民の方々に、こういうような議論したのですと受けて止めてほしいと思ったもので。

ホームページなどで議事録が載っていますが、せっかくですので、いろいろな関係団体の人が運営協議会で議論したということ、答申の中に盛り込んでいただきたいと思っています。ぜひ、もう少し詳しい内容をどこかに載せていただければと思っています。

会 長： ありがとうございます。

いろいろご意見ありがとうございます。

どうまとめましょうか。いずれにしても、この中身の文章ではなかなか一般の市民の方に伝わりにくいのではないかといい現状も含めてですね。全て入れるわけにはいかないけれども、わかりやすいような具体的なところも一部含めながら、今の課題も含めて記載するというのが今までのご意見でいいですと、まず1つはそこかなというふうなところ、ここはよろしいでしょうか。

それでこの課題のところについては、資料の28ページ以降の部分をもう少しピックアップして、ここもよろしいでしょうか。

それから、あとは……

A委員： すみません、スケジュール的に間に合うのですか。

会 長： そうなんですよ、19日が答申の日なので。

A委員： 多分、この答申案できょうは皆さんいいですねとって、すうっといく予定だった

のでしょう。

会 長： そうは思っておりませんが、そこが問題のところですね。

B委員： 提案があります。

会 長： すみません、お願いします。

B委員： たびたびすみません。暗い話ばかりで申し訳ないですが、1行目の「わずか7年となる今日」というふうに、ここから最初に始まるからちょっとトーンが下がるわけですね。この前に、越谷市の現状、高齢者を取り巻く状況、大変な状況、委員の皆様がいろいろ感じている、そういうことを導入部に入れてもらおうと、そして「今日」というといいのかな。例えば小説でも読ませるときに最初の導入部で、あ、これはおもしろいなと思わせて本題に入っていくという、その導入部をうまくつくっていただければ、ラーメンだとかファストフードという問題ですけれども、そのようなことを、高齢者を取り巻く状況がこうなっていますよというのを少し2、3行入れてもらって、そして「7年となる今日」云々といくと意外と読んでもらえるのかなと、これだとお役所的な文章で、引き込まれないというか、ましてこういう立派な冊子になると市民は見ないと思うんですよ、失礼だけれども、多分。よほどコンパクトにまとめて、絵とかいろいろなものを入れながらやればのってくるかも知れませんが、こういう形でできましたよと言っても、市民になかなか読んでもらえない現実があるのかなと思います。

だからそういう意味で前段の導入部分をもう少し、今いろいろな方から出されたご意見を斟酌していただいて、日程的には無理でしょうから、会長、副会長にご一任するという形でまとめていただけると時期的にも間に合うのかな。もう一度変えて、また呼んで、皆さんどうですか、これはちょっと時間的に無理だと思うんです。3月議会へ提案されるでしょうから、そういう点では会長、副会長に一任する。文句を言わないと、そういうことでどうかなと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

会 長： ありがとうございます。

資料については多分大きな資料のほかに、第6期ではこういう薄い冊子もつくっておりますので、多分7期もかなとは思っています。

A委員。

A委員： 今、B委員が言ったように、今の段階でこの答申案を直してもう1回審議をやるのは時間的に無理だと思います。今、言われたことに私も賛成です。ぜひ、会長や副会長にお任せして、ちょっと長くなっても出た意見をまとめていただきたいと思います。もし、それもできないのであれば、答申を出しながら会長談話みたいな形でこういうことが話されましたというコメントをあわせて出していただくという手法もあるのではと思っています。それらも検討していただき、あとは皆さんで一任するという事でどうでしょうかという提案をしたいと思っています。

会 長： いろいろご配慮ありがとうございます。

今ご意見も多々ありまして、その点、事務局とも相談をしまして意見を出させていただきまして、それで私会長と森副会長と、事務局ともう一度しっかり検討して、それでこの答申を少し変える、またはA委員の提案もありましたけれども、大分責任重大ではございますが、少しその点を事務局のほうと相談させていただきまして、それでこの意見も取り入れた形でしっかりしたところで責任を持ってやっていこうかなと思いますので、会長、副会長一任というところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と発言者あり〕

会 長： どうもありがとうございます。

それでは私と森副会長でしっかりと内容をもう一度確認しまして、それで19日の答申式までには間に合わせて、皆様方のなるべく納得のいく形で事務局と打ち合わせたいと思いますのでよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

A委員： メールでもいいですから、各委員に送って。

会 長： そうですね、皆さんには何とか周知できるような形も配慮したいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、まだ議事が残っておりますので続けさせていただきたいと思います。

次の議事は（3）平成30年度介護報酬改定等に伴う条例制定等についてというところで、事務局からご説明をお願いします。

事務局： それでは、（3）平成30年度介護報酬改定に伴う条例制定等につきましてご説明をさせていただきます。

資料は資料2の3ページから5ページまで及び右上に参考資料と記載されております資料をあわせてこちらをご説明いたします。

今月21日から来月16日まで平成30年3月定例会が開かれるところでございます。本議事につきましては3月定例会に提出する議案につきまして説明をさせていただくものでございます。

対象となる議案は4ページの表、1、平成30年3月定例会議案一覧にございますとおり、新規制定の条例1件、既存条例の一部改正の条例11件の12の条例を説明させていただきます。

次に、2の議案提出理由及び概要でございますが、まず、（1）新規制定の条例につきましては、昨年6月に公布された改正介護保険法に新たな介護保険施設として規定された介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める必要があるため制定するものでございます。また、（2）一部改正の条例につきましては、次期介護報酬改定に向けて、国では先月18日に基準省令が公布されたところでございますが、デイサービスとか、特養護老人ホームのようなあらゆるサービスの人員、設備及び運営に関する基準省令の改正が行われることから、本市において定める条例につ

いても制度改正等に合わせて一部改正を行う必要がございます。

なお、施行日は、一部の規定を除き、平成30年4月1日でございます。

介護報酬改定につきましては、国において今年度数回審議がなされ、取りまとめられた概要が資料1の5ページの資料であります。横のページでございます。

介護報酬改定に当たっては大きく4つの視点、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上、介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性を確保からなります。

この介護報酬改定の視点に基づいた改正の内容と、対象となるサービスの見比べ表につきましては、ページをめくっていただきまして、6ページ、7ページに掲載しております。

この中でも改正内容の主だった内容3点を説明させていただきます。

まず、6ページ、②共生型サービスにつきましては、表の下の注釈にあるとおり、介護保険または障害福祉のいずれかのサービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度におけるサービスの指定も受けやすくする制度でございまして、例を挙げますと、ここで参考資料に目をいただければと思うんですが、参考資料の1ページ、(1)が訪問介護でございまして、その中で②共生型訪問介護の内容をご覧ください。

障害福祉制度における居宅介護等の指定を受けた事業所であれば、障害福祉サービスの事業所であれば、基本的に共生型訪問介護——こちらは介護保険サービス事業所でございますが、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられるといったものでございます。

この規定によりまして、これまでは障害者が65歳に到達すると、介護保険に切りかわり、これまで通ってきた事業所、訪問してくれた事業所の変更を余儀なくされてきたところがございます、当該事業所が介護保険サービス事業所の指定を受けることによりまして、65歳に到達しても継続して同じ事業所を利用することが可能となります。

次に、資料1の7ページ、マル22の身体的拘束等の適正化でございます。

この規定は居住系、施設系、住みながらサービスを受けるような介護保険サービスに規定されておりますが、参考資料でいいますと、7ページの7. 居住系サービスの(1) 特定施設入居者生活介護で読ませていただきます。この特定施設入居者生活介護というのは、いわゆる介護付き有料老人ホームとか、よくCMなんかでもお聞きなされているかと思えますけれども、その中で、①の身体拘束等の適正化の記載をご覧ください。

身体的拘束については、利用者本人、または他の利用者の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高いときなどに限り行われるものでございますが、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営の基準に資料掲載の内容を規定してまいります。この4点のうち、一番上の記録に関してはこれは既に規定されておりますので、

そのほか3点について追加で規定するものでございます。

最後に、資料1の7ページ、マル25のその他介護医療院に関する規定の追加につきましては、今回、介護医療院が創設されることにより、介護医療院と何かしらの事業所が同じ建物に併設する場合、介護医療院に配置されている人員との兼務が認められる旨の規定ですとか、夜間における緊急時の連携先において、特別養護老人ホームや介護老人保健施設とあわせて介護医療院を追加するといったような内容となることから、複数のサービスの規定にまたがっているという内容でございます。

平成30年度の介護報酬改定に伴う条例制定について説明したところでございますが、続きまして、資料1の8ページ以降の説明をさせていただきます。

こちらは、新規制定となる介護医療院の内容、人員等の基準についてでございます。

介護医療院につきましては、本年度の介護保険運営協議会でも何度か説明をさせていただいておりますが、要介護者に対し、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設でございます。

ハイリスクである方、24時間看取りが必要な方等はⅠ型療養床、容体が比較的安定しており、オンコール対応等で済む方等はⅡ型療養床というように入所者の状態に合わせて介護サービスの利用ができます。

9ページでは、配置する人員、設置する設備、規定する運営基準について記載をしておりますので、ご参照いただければと思います。

最後に10ページの説明でございます。

これまでの説明では、国の規定にならない本市においても同様に規定していく旨の説明でございました。

このページにつきましては、介護医療院の新規の条例においても既存の基準条例と同様の市独自の内容についても盛り込んでいくといった内容でございます。国の規定に合わせて市独自の内容を盛り込むことによりまして、より質の高いサービスにつながるものとして認識をしております。

資料の説明は以上となりますが、今般の介護保険制度の改正、介護報酬改定においても内容が多岐にわたっております。介護事業者の皆様には速やかに私どもから周知をさせていただくため、3月定例会において可決された後、改正内容としてまず市のホームページに掲載させていただき、あわせて毎年度6月に開催しております全介護事業者にお集まりいただく集団指導において、サービスごとに細かく説明をさせていただきたいと思っております。さらには、この運営協議会委員の皆様の中にいらっしゃいますけれども、介護事業者からなる介護保険事業者サービス連絡協議会の管理者会議、事業所の管理者の皆様がお集まりなさる会議を活用させていただきながら、しっかりと内容の周知に努めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

会 長： 説明ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから第7期の制度改正ということに関連しまして、新たに制度化される介護医療院、これは新規になります。の条例の制定、それから、既存のサービスがありますが、その基準条例の一部改正について説明があったかと思います。

基本的に国の規定にならって改定しているというところ、または新設の条例の話だったかと思います。先ほども最後にもありましたとおり、3月の定例会に上程して、この4月から施行ということ、それに至るまでにしっかりと事業所に周知するという説明でございました。

この条例改正につきまして、何か質問等ございますでしょうか。基本的には国にならったというところではございますが。

A委員、お願いいたします。

A委員： 介護医療院ですが、前回聞いたときに介護保険事業計画（案）112ページに介護事業院の見込量というのが出ています。平成30年度が12、31年度が24、32年度が38ということです。先ほどの説明だと事業者向けの説明会を行うとのことでしたが、具体的に対象となる事業者はどのような方か教えていただけますか。

会 長： ありがとうございます。

事務局のほう、よろしいでしょうか。

事務局： それでは、介護医療院のサービスを提供する者ということのご質問かと思います。こちらにつきましては、病院または有床診療所、さらには介護保険サービスの事業者でも提供が可能となっているところでございます。

以上でございます。

会 長： A委員、よろしいですか。

A委員： はい。

会 長： ほかに御質問、よろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。基本的には最低限国の規定に沿って、それは介護条例に基づく、さらに市独自の内容も含めてということかと思います。

それでは、もしも質問がないようでしたら、これは承認というところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と発言者あり〕

会 長： それでは、この議事につきましては承認ということにさせていただきたいと思えます。

何回も言いますが、介護事業者への周知をしっかりといただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事につきましては、これで全て終わりということでございます。

もしもほかに何かございませんでしょうか。

[発言者なし]

会 長： それでは、ご意見もたくさんいただきまして、それから、またいろいろご配慮もいただきましてありがとうございました。

本日の議事についてはこれにて終了ということにさせていただきたいと思います。ご協力どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

司 会： 田口会長、ありがとうございました。

次に、次第4、その他でございますが、委員の皆様から連絡等はございませんでしょうか。

[発言者なし]

司 会： それでは、事務局から2点ご連絡させていただきます。

1点目は、本日の会議録でございます。後日作成できました段階で、委員の皆様にご送付させていただきますので、内容をご確認いただき、ご指摘をいただければと思います。

なお、会議録の確定につきましては、前回の議事録と同様、校正後改めて送付させていただきます、ご確認の上、確定とさせていただきます。

2点目につきましては、次回の会議の開催についてでございます。正副会長と議事内容等を調整させていただきます、改めて委員の皆様へご案内をさせていただきます。

ここで、皆様の尽力によりまして第7期の事業計画については本日の会議をもちましてまとめることができました。

ここで、事務局を代表いたしまして、島田地域包括ケア推進担当部長よりお礼の言葉を申し上げます。

担当部長： 皆様、本日は大変ありがとうございました。一言私のほうからお礼のご挨拶を申し述べさせていただきます。

第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定につきましては、昨年3月、市長から諮問させていただいて以来、委員の皆様には大変ご多忙な中、本日の会議まで5回にわたりましてご足労いただきました。また、第6期の委員の皆様は3年間の全体では11回にわたりまして審議を重ねていただきましたことに重ねて御礼申し上げます。

これまでの皆様のお力添えによりまして、本日、計画を取りまとめいただいたことに厚く御礼申し上げます。

今回、第7期の事業計画におきましては、国からは介護保険制度は維持しつつも、

市民が地域の互助機能を担い、高齢者のみならず、障害者や子育て世帯なども含めてケアするという地域共生社会という考えが打ち出されております。本日の意見の中でもございましたが、今後地域の資源を総動員する覚悟が必要だというふうに感じておりまして、今度とも皆様からいただいたご意見を十分参考にさせていただきながら、本市の地域特性を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進に努めてまいりますので、引き続き皆様のご協力、ご理解をいただきたいとお願い申し上げます。

また、田口会長、森副会長におきましては、答申案を引き続きご検討いただくとともに、来週19日には答申ということでまたご足労をおかけいただくこととなります。大変お忙しい中とは存じますが、よろしくごお願い申し上げます。

これまでの皆様のご協力に感謝申し上げ、簡単でございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

本日は皆さん大変ありがとうございました。

司 会： それでは、閉会に当たりまして、森副会長から、閉会の言葉をお願いいたします。

副会長： 皆さん、長い間、第7期事業計画の策定につきましてご協力どうもありがとうございました。

きょうは、最初に会長がおっしゃいましたように、確認ということですぐ終わるのではないかと思っただけなんですけれども、最後の最後まで、もう私も皆様のご意見を聞いておりました。なるほどなと思うことがたくさんありました。それから、委員の皆様のおかげで最後、答申案につきまして会長と私のほうに一任していただくという、そういった温かいご配慮もいただきまして、皆様の意見がどれだけこの答申に反映するかわかりませんが、来週、市長との話の中で、この協議会は本当に熱心に議論をたくさんしたということをお伝えしていきたいと思っております。

長い間、熱心にご協議くださいまして本当にありがとうございました。

それから、私は本当は会長を支える立場でしたけれども、何も支えになっていなくて、しかし、会長は皆様のご意見を本当に上手にまとめてくださいまして感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それから、事務局の方も、また少しご変更がございますけれども、最後、また頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

最後の最後までいい事業計画ができたのではないかと思います。もちろん計画はこれで終わりではございませんので、計画を立ててこれがきちんと実行されるかというところを皆さんとともにまた見ていきたいなと思いますので、引き続きよろしくごお願いいたします。

これをもって閉会のご挨拶にかえさせていただきます。

きょうはどうもありがとうございました。

司 会： 森副会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして平成29年度第5回越谷市介護保険運営協議会を閉会と

させていただきます。

皆様大変お疲れさまでした。

以 上